

障がい者 福祉情報

162号 2022年11月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法について

『障がい者による情報の取得・利用・意思疎通をより円滑に！』

障がい者に関わる法律「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)が、2022年5月25日に公布、同日施行されました。

国連の障害者権利委員会 『日本の取り組みを審査、勧告』2022. 9.20/2022. 10.15

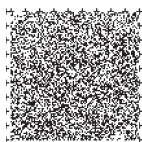
障害に基づくあらゆる差別の禁止を定めた「障害者権利条約」は、2006年に国連で採択されました。日本もこの条約に2007(平成19)年に外務大臣が署名し、2013(平成25)年12月に批准が正式に国会で承認され、批准書を国連に寄託し、締約国となっています。

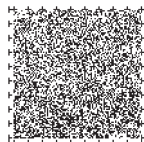
締約国には、条約に規定された事項が守られているかを監視する機関の設置が義務づけられており、2022(令和4)年8月にスイスのジュネーブで、日本に対し初めて国連の障害者権利委員会による対面での審査が行われました。そして翌月の9月9日に審査結果と勧告が公表されました。審査、勧告は、委員が日本政府の代表団に質問し、そのやりとりを踏まえたものです。

勧告には、脱施設化やインクルーシブ教育などのことが含まれています。この勧告には拘束力はありませんが、締約国としては尊重すべきであり、真摯に受け止め、今後へ向けた日本流の確かな対応が求められています。

もくじ / 通巻162号

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について / 障害者権利委員会による勧告とその対応について …… 1～4
- ・ デフリンピック2025年東京開催決定 …… 5
- ・ お知らせ …… 6～7
- ・ 福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2022 案内 …… 8





障がい者による情報の 取得利用・意思疎通に 係る施策の推進

全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるところが極めて重要です。そこで、これらの施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて、総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（いわゆる、障害者情報

報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案）が令和4年5月25日に公布・施行されました。

なお、本法の成立に際しては、衆議院において左記のとおり付帯決議が付されています。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。

二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。

三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。

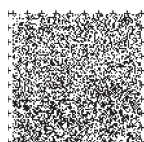
四 行政機関に提出する書類の

バリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。

五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語等の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

障害者権利条約の実施状況の検証について

障害者権利条約の締約国には、条約に規定された事項が守られているかどうかを監視する機関の設置が義務づけられており（第33条）、日本では、障害者基本法に基づいて設置された内閣府所管の障



害者政策委員会が国内監視機関となっています。

国連には、権利条約を批准した国から選出された18名の独立した専門家で構成された「障害者権利委員会」が設置されています（第34条）。

障害者権利委員会は、締約国から提出される権利条約の履行状況の報告内容を検討し、審査を行い、「総括所見」と呼ばれる審査結果と勧告を作成することになっています。国連の委員会による日本の取り組みに対する審査、勧告は初めてのこととなりますが、この勧告には拘束力はありません。

しかし締約国としては尊重すべきことであり、真摯に受け止めた日本流の確かな対応が求められています。もし、勧告に対する明確な説明や合理的な日本流の対応ができないとすれば、日本には文化国家としての教育理念、福祉理念が確立していないとみなされかねない状況です。

障害者権利委員会による 審査・勧告のプロセス

①締約国は、自国で権利条約の効力が生じた2年以内に「政府報告」(権利条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びそれによってもたらされた進歩に関する報告)を国際連合事務総長を通して障害者権利委員会に提出する(第35条1項)。

②障害者権利委員会が審査対象国の政府に「事前質問事項」を送付し、政府から回答を得る。

③互いの「建設的対話」を経て今後改善すべき点を勧告としてまとめた「総括所見」が採択される。

政府は、その後4年間に勧告を受けた点の改善に取り組み、4年ごとに権利条約の実施状況を報告する義務がある(第35条2項)。

※2019(令和元)年6月、NGOがパラレルレポートを作成し、

権利委員会に提出。同年10月に障害者権利委員会から日本政府への「事前質問事項」が届く。

2020(令和2)年12月、日本政府が事前質問事項に対し回答。NGOが建設的対話用パラレルレポートを作成。

2021(令和3)年の夏〜秋の審査を経て「総括所見」が公表される予定だったが、コロナ禍で時期が伸びたためにこの度の審査、勧告となった。

(参考文献・新・社会福祉士シリーズ14「障害者福祉」弘文堂2021)

障害者権利委員会から出された勧告(総括所見)の正式な日本語訳の発表はまだですが、勧告の主なポイントは次に掲げるようなこととです。

勧告の主なポイント

朝日新聞2022(令和4)年9月14日をもとに作成

強制入院について

障がい者の強制入院によって自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止

精神病院の在り方について

隔離・身体拘束、強制投薬など強制治療を正当化する法律への懸念など

脱施設化について

障がい児者の施設入所を廃止し、地域社会での生活支援に向けた迅速な措置をとることなど

インクルーシブ教育について

分離された特別支援教育をやめさせるため、障がいのある生徒が合理的配慮と、必要な個別の支援を受けられるようにすることなど

※なお、障がい者の働く権利の問題とも関連することとして、「福祉的就労の場」への否定的な見解を示す勧告や旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や期間を限らない救済のことなども含まれています。

また日本政府に対し、今回は2028年2月20日までに今回の勧告がどのように実施されたかにつ

いての情報を含めた定期報告の提出を求めています。

勧告をどう受け止めるか

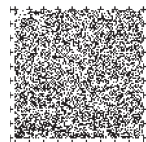
インクルーシブ教育

インクルーシブ教育に関連して、障がいのある児童生徒が通常学級から隔離されているとの懸念を示す勧告に対して、永岡桂子文部科学大臣は9月13日に動画配信された会見で、「現在、多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えていない。勧告の趣旨を踏まえて、引き続きインクルーシブ教育システムの推進に努めたい」と述べ、現行の特別支援教育の取り組みを進める考えを明確に表明しました。

障がい者の就労支援

障がい者の働く権利をどう保障するかは、共生社会の形成、実現のためにはきわめて

重要なことです。障がい者の働く権利の問題と障がい者の就



労支援を考える前提として重要な点は、何よりもまず「就労とは何か」、「雇用とは何か」、「雇

用とは何か」ということを考えてみることです。そこに具体的な問題があり、いわゆる「合理的配慮」の問題の介在があるはず

「障がい者の就労支援に向けた考え方のポイント」

- ① 就労する側と雇用する側の両者の立場で考える。
- ② 就労は「生活の質」にかかわることであるが、就労によって得られる賃金が多ければ、生活の質が向上するとは限らない。
- ③ 多様な職種があり、多様な雇用形態・就労形態があつてよい。
- ④ 就労・雇用の継続性と安定性の確保を図るには、いわゆる「福祉的就労」「保護的就労」を含めた就労概念の拡大とその明確な社会的位置づけ及びそれに対する人々の理解を得るための啓発活動が重要となる。
- ⑤ 障害者総合支援法による就労支

援事業の就労継続支援B型を利用希望する場合に必要な現行の、「就労アクセスメント」の対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうちの約9割が知的障がい者であるという現状を考えれば、現状を直視した実効性のある円滑な支援のための再検討を行う。

- ⑥ 障がい者の就労に関する問題は基本的な人権にかかわる問題であり、それは社会保障の問題である。福祉的就労と労働法との関係が問題となっているが、それは社会福祉及び社会保障の問題として考える。

障害者の地域生活支援 政府、法改正案提出へ

※朝日新聞2022（令和4）年10月15日から一部引用

障がい者が地域で暮らしていけるように支援を強化する障害者関連法の改正案が14日、閣議決定されました。施設を出て、一人暮ら

しを希望する人を対象としたグループホームを新設するほか、地域生活の拠点整備などを市町村の努力義務とします。政府は開会中の臨時国会での成立を目指しています。詳しくは次のとおりです。

グループホーム

- ◆ 一人暮らしなどを希望する人が集まって一定期間入居する新たなタイプを設ける。
- ◆ 掃除や金銭管理のやり方などを習得できるようにサポートする。
- ◆ 退去して地域生活を始めた後も一定期間はホームの事業者が相談に応じるよう求める。

市町村が整備する地域の拠点

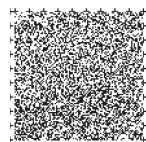
- ◆ 家族が亡くなった場合など緊急時のサービス提供のほか、施設や精神科病院で暮らす人が一時的に退所（退院）した際の生活支援にあたる。

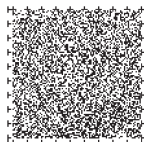
- ◆ 入所や入院が長期化した人でも、地域生活を体験してもらうことで移行しやすくする。

精神科病院

- ◆ 職員等による院内での虐待を発見した場合、都道府県などへの通報を義務づける。
- ◆ 厚労省の調査では、15～19年度に自治体が把握した精神科病院内の虐待が疑われる事案のうち医療機関側から通報があったのは49%にとどまっていた。通報した職員らが解雇などの不当な扱いをうけないようにすることを明記する。

- ◆ 家族らの同意で強制的に入院させる「医療保護入院」については、同意が困難な家族もいることから、家族の意思表示がない場合にも、市町村長の同意で入院できるようにする（ただし、当事者団体からは、「減らしていくはずの医療保護入院が増えるおそれがある」との懸念も出ている）。





■障がい者の地域生活を支援する 改正案のポイント

- ・一人暮らしを希望する人への支援をグループホームで実施
- ・地域での生活支援をする拠点の整備を市町村の努力義務に
- ・本人のニーズや適性、強みを評価したうえで就労先を選択できるようにする「就労選択支援」を創設
- ・精神科病院で虐待を発見した人の都道府県への通報を義務化

デフリンピック 2025年東京開催決定

国際ろう者スポーツ委員会は本年9月10日、オーストリアのウィーンで総会を開き、聴覚障がい者の国際総合スポーツ大会「デフリンピック」の2025年夏季大会開催地を東京に決めました。日本での開催は初めてです。

招致活動をしてきた全日本ろうあ連盟（東京）の石野富志三郎理事長は同日、「東京が開催地に選ばれたことを心から誇りに思う。障がいのある人となない人とのコミュニケーションや情報バリアフリー、情報アクセシビリティを推進する機会にしたい」とするコメントを発表しました。

同連盟によると、大会は都内の会場を中心として11月15日～26日に実施します。陸上や水泳など21競技を予定し、70～80の国と地域から5000～6000人の選手団の参加を見込んでいます。開会式と閉会式は、東京都世田谷区の「駒沢オリンピック公園総合運動

場」で行います。

身体、視覚、知的障がいの選手が出場するパラリンピックには聴覚障がいの枠がなく、ろう者にとっては原則4年に一度のデフリンピックが最大の舞台となり、「ろう者の五輪」とも呼ばれています。

デフリンピックは1924年にフランスで第1回夏季大会が開かれました。60年に第1回夏季大会が開かれたパラリンピックよりも歴史は古いものの、世界的に認知度は低いのが現状です。

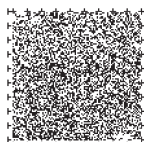
■太田陽介全日本ろうあ連盟

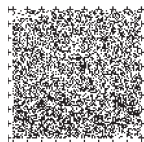
スポーツ委員会委員長コメント
東京が2025年デフリンピックの開催地に選ばれたことを、大変嬉しく思うとともに、また、開催計画案の策定にご協力を頂いた関係者の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

きこえない人ときこえる人が共に協働して開催を成功させることで、さらに一歩進んだ共生社会の理想の形を社会や世界へ示し、日本・東京におけるデフスポーツ、

パラスポーツの発展・飛躍につなげて参ります。

大会開催意義に是非ともご賛同いただき、これまで以上に皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。





お知らせ

12月3日から9日は

「障害者週間」です。

国民誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」は、私たち一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障害者基本法では、基本的理念として、すべての障がいのある方に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

この障害者基本法において、毎年12月3日から9日までの1週間

が「障害者週間」として定められており、国民の皆さんに、広く障がい福祉への関心と理解を深めていただくとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための取組みが全国で行われます。

福岡県では、博多駅での啓発活動のほか、県庁1階ロビーや県議会棟、各総合庁舎において、まごころ製品の販売会を行います。

また、県内市町村においても、各種イベント等開催されますので、ぜひ、この機会に「障がい」について、理解を深めてみてはいかがでしょうか。

■博多駅博多口での啓発活動

12月3日(土)から9日(金)

※2時間程度

■まごころ製品販売会

①県庁1階ロビー

12月5日(月)から9日(金)

午前11時から午後2時まで

②各総合庁舎

12月5日(月)から9日(金)

午前11時から午後2時まで

③県議会棟

12月1日(木)午前10時から
午後2時まで

■県内市町村の取組

県ホームページ

ジ(QRコード)

をご覧ください。



QRコード

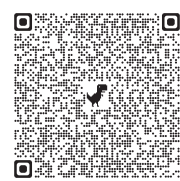
県有施設で障がい者手帳
アプリ「ミライロID」が
利用できます。

障がい者手帳をお持ちの方が県有施設を利用する際、障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示による本人確認でも、利用料金の減免を受けることができるようになりました。

また、「ミライロID」には必要な配慮を記載する機能もあり、画面を提示するだけで、配慮事項を簡単に施設スタッフに伝えることができます。

県立美術館や県青少年科学館など17施設において「ミライロID」が利用できます。(令和4年10月14日時点)

詳しくは、県ホームページを御確認ください。



QRコード

『2022ふくおか県
障がい児者美術展』
の受賞者が決定

福岡県では、障がいのある方さらなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に、「2022ふくおか県障がい児者美術展」を開催しています。応募作品の中から厳正な審査の結果、入賞作品及び佳作作品が以下のとおり決定しました。

1 応募資格

福岡県在住または福岡県に通勤・通学(所)している障がい児者の方

2 応募区分

一般の部、小・中学生の部

3 部門 絵画、書道、写真

4 応募数

636点(絵画480点、書道101点、写真55点)

5 入賞 18点

(一般の部)

【絵画】

福岡県知事賞 藤井 佑樹

福岡県議会議長賞 星先こずえ

田川市長賞 森 敦司

【書道】

福岡県知事賞 錦戸 甲人

福岡県議会議長賞 泉 妙子

田川市長賞 東 聖二

【写真】

福岡県知事賞 小川 騎士

福岡県議会議長賞 永松 雅美

田川市長賞 永松 知宙

(小・中学生の部)

【絵画】

福岡県知事賞 セキセイインコ好き

福岡県議会議長賞

正木 愛莉

福岡県教育委員会賞

末吉 優花

福岡県教育委員会賞 竹井 寛人

【書道】

福岡県知事賞 坂元 心音

福岡県議会議長賞 武内 仁希

福岡県教育委員会賞 権田 羽奏

【写真】

福岡県知事賞 田中 陽葉

福岡県議会議長賞 麻生 菜那

6 作品展示

【九州芸文館】

会期：11月29日～12月4日

住所：筑後市大字津島1-1-31

TEL 0942-5216435

【嘉麻市立織田廣喜美術館】

会期：12月7日～14日

住所：嘉麻市上臼井767

TEL 0948-6215173

【田川文化センター】

会期：12月17日～18日

住所：田川市平松町3番36号

TEL 0947-4416470

【北九州市立美術館アネックス

市民ギャラリー】

会期：1月11日～15日

住所：北九州市戸畑区

西鞆ヶ谷町21番1号

TEL 093-882-7777

※入賞・佳作作品一覧や、展示会場の開館時間等の詳細は、

ふくおか県民文化祭ホームページを

ご覧ください。

(<http://www.kenbunsai-fukuoka.jp/topics/detail/58>)

7 表彰式

日時：12月17日 14時～15時

場所：田川文化センター

※第30回ふくおか県民文化祭2022 記念式典において開催

【問い合わせ先】

ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会事務局

TEL 092-643-3383

FAX 092-643-3347

(一社)福岡県障がい者スポーツ協会Facebook

ページを開設しました。

QRコード

（一社）福岡県障がい者スポーツ協会では、スポーツ・レクリエーション教室や大会の開催、指導者の養成等の事業を行ってまいります。当協会の事業等様々な障がい者スポーツ情報を更新してまいります。ぜひご覧ください！

【問い合わせ先】

TEL 092-582-5223

FAX 092-582-5228

メール info@fpsa.jp

福岡県では、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が、公共施設や店舗等を安心して利用できるように「ふくおか・まごころ駐車場」制度を設けています。

利用証を車内に掲示することで、「ふくおか・まごころ駐車場」のステッカーが掲示されている駐車場を利用することが可能です。

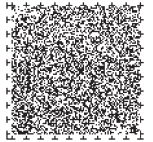
利用証の対象者など詳細は県ホームページをご覧ください。

QRコード

QRコード

QRコード

福岡県障がい者福祉情報 ハンドブック2022



最新版
令和4年4月
発行

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

★障がい者福祉制度・施策を満載

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度 | 8 就労 |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア |
| 3 日常生活援助 | 10 住宅 |
| 4 教育・育成 | 11 移動・交通 |
| 5 療育・訓練 | 12 教養・余暇・スポーツ |
| 6 年金・手当 | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金 | |

★県内における障がい福祉サービスの利用状況等を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業・地域生活支援促進事業を網羅

- ・ 相談支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業
- ・ その他の事業

★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

障がい者福祉情報ハンドブック2022 申込書			
申込部数	部	×1,300円 + 送料 が御請求額になります。	
氏名・団体名		担当者名	
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料：1部まで616円（九州内※離島除く）、2部以上4部まで748円
5部以上及び九州外、離島の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

